

令和 2 年 12 月 1 日
東北総合通信局

申請書様式変更(押印不要化)のお知らせ

令和 2 年 12 月 1 日から、電波法、放送法、電気通信事業法、有線電気通信法に関する申請書等の提出書類への押印は不要です。

(注)電波利用料の口座振替の申出書は金融機関への届出印が必要です。

※ 各種手続きの申請様式については、12 月 1 日以降随時更新します。

新様式は、申請者の箇所に「印」の記載がありません。

従来の様式も使用可能ですが、その場合、押印は不要です。

なお、ご不明な点は当局の各担当にお問い合わせ下さい。

電波法(陸上に開設する無線局に係るもの)	
陸上課	022-221-0682
電波法(航空機又は船舶に開設する無線局に係るもの)	
航空海上課	022-221-0651
電波法及び放送法(放送に係るもの)	
放送課	022-221-0696
電波法及び有線電気通信法(有線放送に係るもの)	
有線放送課	022-221-0703
電波法(高周波利用設備に係るもの)	
電波利用環境課	022-221-0676
電気通信事業法(電気通信事業に係るもの)	
電気通信事業課	022-221-0626
電波法(電波利用料に係るもの)	
財務課	022-221-0616

連絡先:東北総合通信局
無線通信部陸上課
(陸上課長)
TEL 022-221-0682